

建築施工管理技術テキスト（改訂第9版）法規編 追補

（財）地域開発研究所

1. 平成20年11月28日より施行された建設業法の主な改正について

（1）一括下請負の全面禁止の対象工事について

P.150の7. **一括下請負の全面禁止**について、従来は公共工事のみが対象であったが、民間工事の「共同住宅」を新築する建築工事についても対象となった。（令第6条の3）

（2）監理技術者資格者証制度について

P.155の3. **監理技術者資格者証制度**について、公共工事（国、地方公共団体、政令で定める公共法人等が発注）が対象であったが、民間工事においても、工事現場の専任の監理技術者は監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を受講したものでなければならない。（法第26条第3項、第4項、令第27条）

頁	箇所	改正前	改正後
150	上から12～13行目	ただし、元請負人が、あらかじめ発注者から書面による承諾を得ている場合は、例外的に一括下請が認められている。（法第22条）	ただし、元請負人が、あらかじめ発注者から書面による承諾を得ている場合は、共同住宅の新築工事を除いて、例外的に一括下請が認められている。（法第22条）
155	上表の①の1行目	公共性のある工作物に関する重要な工事	公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事
155	上表の②の1行目	国、地方公共団体、政令で定める公共法人が発注する工事	公共工事および民間工事
155	3. 監理技術者資格者証制度の1行目	公共工事（国、地方公共団体、政令で定める公共法人等が発注）	公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事
156	上から2行目	公共工事	公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事
156	上から7行目	公共工事に関する重要な工事	公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事

2. 平成 21 年 6 月 1 日より施行される労働安全衛生規則の主な改正について

架設通路、足場の作業床等墜落の危険のある箇所には設ける手すりの高さが「75cm以上」から「85cm以上」に改正され、新たに「高さ 35cm 以上 50cm 以下の中さん等を設ける」ことが規定された。（則第 552 条、第 563 条、第 567 条、第 575 条の 6 等）

したがって、本テキスト「材料・施工編」の 123 ページの図 2. 3. 22 の右の図中の「750 以上」が「850 以上」に、127 ページ 8 行目および 128 ページ 3 行目の「高さ 75cm 以上」が「高さ 85cm 以上」になります。

3. 法規の改正

(1) 建築基準法

頁	改正前	改正後
63	(用語の定義) 第 2 条 十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成したものをいう。	(用語の定義) 第 2 条 十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成したものをいい、 <u>建築士法第 20 条の 2 第 3 項又は第 20 条の 3 第 3 項の規定により建築物が構造関係規定(同法第 20 条の 2 第 2 項に規定する構造関係規定をいう。第 5 条の 4 第 2 項及び第 6 条第 3 項第二号において同じ。)</u> 又は <u>設備関係規定(同法第 20 条の 3 第 2 項に規定する設備関係規定をいう。第 5 条の 4 第 3 項及び第 6 条第 3 項第三号において同じ。)</u> に適合することを確認した構造設計一級建築士(同法第 10 条の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士をいう。第 5 条の 4 第 2 項及び第 6 条第 3 項第二号において同じ。) <u>又は設備設計一級建築士(同法第 10 条の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士をいう。第 5 条の 4 第 3 項及び第 6 条第 3 項第三号において同じ。)</u> を含むものとする。
68	(建築物の設計及び工事監理) 第 5 条の 4 <u>2</u> 建築主は、 <u>前項</u> に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。	(建築物の設計及び工事監理) 第 5 条の 4 <u>4</u> 建築主は、 <u>第 1 項</u> に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第 3 条第 1 項、 <u>第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項</u> に規定する建築士又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく <u>条例</u> に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

68	<p>(建築物の建築等に関する申請及び確認)</p> <p>第6条(抜)</p> <p>四 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域(都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは準都市計画区域(市町村長が市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴いて指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物</p>	<p>(建築物の建築等に関する申請及び確認)</p> <p>第6条(抜)</p> <p>四 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物</p>
36	<p>第101条</p> <p>一 第5条の4第1項又は第3項の規定に違反した場合における当該建築物の工事施工者</p>	<p>第101条</p> <p>一 第5条の4第1項から第3項まで又は第5項の規定に違反した場合における当該建築物の工事施工者</p>

(2) 建設業法

頁	改正前	改正後
169	<p>(一括下請負の禁止)</p> <p>第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、<u>如何なる方法をもって</u>するを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。</p> <p>3 前2項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、適用しない。</p>	<p>第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてする<u>か</u>を問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。</p> <p>3 前2項の<u>建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事</u>で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該<u>建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は適用しない。</u></p>
69	<p>令第6条の3を新たに追加(第22条の後に挿入)</p>	<p>(一括下請負の禁止の対象となる多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事)</p> <p>令第6条の3 法第22条第3項の政令で定める重要な建設工事は、共同住宅を新築する建設工事とする。</p>
171	<p>(主任技術者及び監理技術者の設置等)</p> <p>第26条</p> <p>3 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術</p>	<p>(主任技術者及び監理技術者の設置等)</p> <p>第26条</p> <p>3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは<u>は工作物に関する重要な建設工事</u>で政令で定めるものについては、前2項</p>

<p>者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。</p> <p>4 <u>国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については、前項の規定により専任の者でなければならない</u>監理技術者は、第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格証の交付を受けている者であって、第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから、これを選任しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により選任された監理技術者は、<u>同項の工作物の発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。</u></p>	<p>の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。</p> <p>4 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから、これを選任しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。</p>
<p>172 (専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事)</p> <p>令第 27 条 法第 26 条第 3 項の<u>重要な工事</u>で政令で定めるものは、次の各号の<u>一</u>に該当する建設工事で工事 1 件の請負代金の額が 2,500 万円以上のものとする。<u>ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては、工事 1 件の請負代金の額が 5,000 万円以上のものとする。</u></p> <p>一 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事</p> <p>二 第 15 条第一号及び第三号に掲げるものに関する工事</p> <p>三 <u>学校、児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドッグ、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法第 2 条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、鉄塔、火葬場、と畜場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法第 5 条第 2 項第二号に規定する事業用施設又は電気通信事業法第 12 条第 1 項に規定する第 1 種電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事</u></p>	<p>(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする<u>建設工事</u>)</p> <p>令第 27 条 法第 26 条第 3 項の政令で定める<u>重要な建設工事</u>は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事 1 件の請負代金の額が 2,500 万円 (<u>当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、5,000 万円</u>) 以上のものとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体が注文者である<u>施設又は工作物に関する建設工事</u></p> <p>二 第 15 条第一号及び第三号に掲げる<u>施設又は工作物に関する建設工事</u></p> <p>三 <u>次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事</u></p> <p>イ <u>石油パイプライン事業法第 5 条第 2 項第二号に規定する事業用施設</u> ロ <u>電気通信事業法第 2 条第五号に規定する電気通信事業者（同法第 9 条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設</u></p> <p>ハ <u>放送法第 2 条第三号の二に規定する放送事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）</u></p> <p>ニ <u>学校</u></p> <p>ホ <u>図書館、美術館、博物館又は展示場</u></p> <p>ヘ <u>社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業の用に供する施設</u></p> <p>ト <u>病院又は診療所</u></p>

	<p>2 前項に規定する工事のうち密接な関係のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。</p>	<p>チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設 リ 熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設 ヌ 集会場又は公会堂 ル 市場又は百貨店 ヲ 事務所 ワ ホテル又は旅館 カ 共同住宅、寄宿舎又は下宿 ヨ 公衆浴場 タ 興行場又はダンスホール レ 神社、寺院又は教会 ソ 工場、ドッグ又は倉庫 ヅ 展望塔</p> <p>2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。</p>
174	<p>(指示及び営業の停止)</p> <p>第28条 ……若しくは入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定に違反した場合には、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。……</p> <p>三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及びこれに基づく命令を含む。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。</p> <p>4 ……入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定に違反した</p>	<p>(指示及び営業の停止)</p> <p>第28条 ……<u>入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下この条において「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反した場合には、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。…</u></p> <p>…</p> <p>三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び<u>履行確保法並びにこれら</u>に基づく命令を含む。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。</p> <p>九 <u>履行確保法第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定に違反したとき。</u></p> <p>4 ……入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定若しくは履</p>

<p>場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。</p>	<p><u>行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。</u></p> <p style="text-align: right;">〔平成21年10月1日から施行〕</p>
---	---

(3) 労働安全衛生規則

頁	改正前	改正後
284	<p>(架設通路)</p> <p>第552条</p> <p>四 墜落の危険のある箇所には、<u>高さ75cm以上の丈夫な手すり</u>を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができる。</p>	<p>(架設通路)</p> <p>第552条</p> <p>四 墜落の危険のある箇所には、<u>次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）</u>を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができる。</p> <p>イ <u>高さ85cm以上の手すり</u></p> <p>ロ <u>高さ35cm以上50cm以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）</u></p>
285	<p>(作業床)</p> <p>第563条(抜) 事業者は、足場（一側足場を除く。）における高さ2m以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。</p> <p>三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に定めるところにより、<u>手すり等を設けること</u>。ただし、<u>作業の性質上手すり等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</u></p> <p>イ 丈夫な構造とすること。</p> <p>ロ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。</p> <p>ハ 高さは75cm以上とすること。</p>	<p>(作業床)</p> <p>第563条(抜) 事業者は、足場（一側足場を除く。<u>第三号において同じ。</u>）における高さ2m以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。</p> <p>三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、<u>わく組足場にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）</u>を設けること。ただし、<u>作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</u></p> <p>イ <u>交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下のさん若しくは高さ15cm</u></p>

		<p><u>以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備</u></p> <p><u>ロ 手すりわく</u></p> <p><u>ハ 高さ 85cm 以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等</u></p> <p><u>六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。</u></p>
287	<p>（点検）</p> <p>第 567 条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行なうときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態</p> <p>二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態</p> <p>三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態</p> <p>四 <u>手すり等</u>の取りはずし及び脱落の有無</p> <p><u>五</u> 脚部の沈下及び滑動の状態</p> <p><u>六</u> 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無</p> <p><u>七</u> 建地、布及び腕木の損傷の有無</p> <p><u>八</u> 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能</p>	<p>（点検）</p> <p>第 567 条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、<u>その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第 563 条第 1 項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態</p> <p>二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態</p> <p>三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態</p> <p>四 <u>第 563 条第 1 項第三号イからハまでに掲げる設備</u>の取りはずし及び脱落の有無</p> <p><u>五</u> <u>幅木等の取付状態及び取りはずしの有無</u></p> <p><u>六</u> 脚部の沈下及び滑動の状態</p> <p><u>七</u> 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無</p> <p><u>八</u> 建地、布及び腕木の損傷の有無</p> <p><u>九</u> 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能</p>

		<p>3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。</p> <p>一 当該点検の結果</p> <p>二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容</p>
290	<p>(作業構台についての措置)</p> <p>第 575 条の 6</p> <p>四 高さ 2 m 以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に定めるところにより、手すり等を設けること。ただし、作業の性質上手すり等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p> <p>イ 丈夫な構造とすること。</p> <p>ロ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。</p> <p>ハ 高さは 75cm 以上とすること。</p>	<p>(作業構台についての措置)</p> <p>第 575 条の 6</p> <p>四 高さ 2 m 以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、<u>手すり等及び中さん等</u>（それぞれ丈夫な構造の設備であって、<u>たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。</u>）を設けること。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>
291	<p>(点検)</p> <p>第 575 条の 8 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>一 支柱の滑動及び沈下の状態</p> <p>二 支柱、はり等の損傷の有無</p> <p>三 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状況</p> <p>四 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態</p> <p>五 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態</p> <p>六 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無</p> <p>七 手すり等の取りはずし及び脱落の有無</p>	<p>(点検)</p> <p>第 575 条の 8 <u>事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱等の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>一 支柱の滑動及び沈下の状態</p> <p>二 支柱、はり等の損傷の有無</p> <p>三 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状況</p> <p>四 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態</p> <p>五 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態</p>

		<p>六 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無</p> <p>七 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無</p> <p>3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならない。</p> <p>一 当該点検の結果</p> <p>二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容</p>
--	--	---

(4) 石綿障害予防規則（建設業に関するもののみ掲載）

頁	改正前	改正後
325	<p>(吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置)</p> <p><u>第6条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない。</u></p> <p>一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業</p> <p>二 第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（<u>囲い込みの作業にあっては、第13条第1項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。</u>）</p>	<p>(吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置)</p> <p><u>第6条 事業者は、次の各号のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。</u></p> <p>一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業</p> <p>二 前条第1項第一号に掲げる作業（<u>第13条第1項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。</u>）</p> <p>三 第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（<u>囲い込みの作業にあっては、第13条第1項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。</u>）</p> <p>2 事業者が講ずる前項本文の措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 前項各号に掲げる作業を行う作業場所行う作業場所（以下この項において「<u>石綿等の除去等を行う作業場所</u>」という。）を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。</p> <p>二 石綿等の除去等を行う作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>三 石綿等の除去等を行う作業場所を負圧に保つこと。</p>

		<p><u>四 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室を設置すること。</u></p> <p><u>3 事業者は、前項第一号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第1項第一号又は第二号二に掲げる作業を行った場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた前条第1項第一号に規定する保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならない。</u></p>
325	<p>(石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置)</p> <p>第7条</p> <p>一 第5条第1項第一号に掲げる作業</p>	<p>(石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置)</p> <p>第7条</p> <p>一 第5条第1項第一号に掲げる作業(第13条第1項第一号に掲げる作業を伴うものを除く。)</p>
327	<p>第14条 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない。</p>	<p>第14条 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具(第6条第2項第一号の規定により隔離を行った作業場所において、同条第1項第一号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。)を使用させなければならない。 〔平成21年10月1日から施行〕</p>
328	<p>(作業の記録)</p> <p>第35条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場において常時作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとする。</p> <p>一 労働者の氏名</p> <p>二 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間</p>	<p>(作業の記録)</p> <p>第35条 事業者は、石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとする。</p> <p>一 労働者の氏名</p> <p>二 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造に従事した労働者にあつては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間</p> <p>三 石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業(前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。)に従事した労働者(以下この号において「周辺作業従事者」という。)にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業の概要及び当該</p>

	<p>三 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要</p>	<p><u>周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間</u> 四 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要</p>
328	<p>(健康診断の実施) 第40条 事業者は、令第22条第1項第三号の業務（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>一 業務の経歴の調査 二 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 胸部のエックス線直接撮影による検査</p> <p>2 事業者は、令第22条第2項の業務（<u>同項第一号の二に掲げる物又は同項第二十三号に掲げる物（同項第一号の二に係るものに限る。）に係るもの</u>に限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、6月以内ごとに1回、定期的に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p>	<p>(健康診断の実施) 第40条 事業者は、令第22条第1項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のため製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>一 業務の経歴の調査 二 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 胸部のエックス線直接撮影による検査</p> <p>2 事業者は、令第22条第2項の業務（<u>石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務</u>に限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、6月以内ごとに1回、定期的に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p>